

《宗派賦課金の変遷》

年 度	賦 課 基 準
2012年度 (平成24年度)	門徒講普通講金相当額が第4種賦課金となる
2013年度 (平成25年度)	↓ 変更なし
2014年度 (平成26年度)	↓ 変更なし
2015年度 (平成27年度)	↓ 変更なし
2016年度 (平成28年度)	↓ 変更なし
2017年度 (平成29年度)	↓ 第4種賦課金が門徒協力指数として第1種賦課金に組み込まれる (住職点数が10点となり、代務が5点となる)
2018年度 (平成30年度)	↓ 災害対策に特化した第4種賦課金が追加される
2019年度 (令和元年度)	↓ 変更なし
2020年度 (令和2年度)	↓ ①護持口数の見直し ②寺院教化助成費交付(第1、2種賦課金額の20%)
2021年度 (令和3年度)	↓ 寺院教化助成費交付(第1、2種賦課金額の20%)
2022年度 (令和4年度)	↓ 寺院教化助成費交付(第1、2種賦課金額の10%)
2023年度 (令和5年度)	↓ 寺院教化助成費交付(第1、2種賦課金額の5%)

年 度	宗 派 賦 課 基 準 詳 細 ※1点／¥2,600.-
2012年度 (平成24年度)	①第1種賦課金(寺院役職、護持口数、均等割)※住職8点、代務6点 ②第2種賦課金(僧侶僧班) ③第4種賦課金(@1,000 × 届出門徒戸数)
2017年度 (平成29年度)	①第1種賦課金(寺院役職、護持口数、均等割、門徒協力指数) ※住職10点、代務5点 ※門徒協力指数=届出門徒戸数 × 0.38(第4種賦課金相当額) ②第2種賦課金(僧侶僧班)
2018年度 (平成30年度)	①第1種賦課金(寺院役職、護持口数、均等割、門徒協力指数) ※住職10点、代務5点 ②第2種賦課金(僧侶僧班) ③第4種賦課金(災害に特化した賦課金) 第1種賦課金賦課率の合計点数に基づき、4段階で算出(¥5,200.-、¥6,500.-、 ¥7,800.-、¥9,100.-)